

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会倫理規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の目的を達成するため、本法人の会員の研究及び臨床現場における行動倫理を定め、もって、スピリチュアルケアにかかる研究と活動の発展に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第6条に定める本法人のすべての会員に適用する。

（遵守事項）

第3条 会員は、会員としての活動のみならず、スピリチュアルケアに関わる研究とスピリチュアルケアの諸活動において、わが国の法律及びわが国の社会規範、並びに別表に定める「一般社団法人日本スピリチュアルケア学会倫理綱領」を遵守しなければならない。

（スピリチュアルケア専門職の倫理）

第4条 本法人が認定するスピリチュアルケア専門職にかかる行動倫理については、本規程によるものの他、別に定める規定を適用する。

第2章 スピリチュアルケアの研究と諸活動に共通する遵守事項

（個人の尊厳と人権の尊重）

第5条 会員は、関係者の個人の尊厳と人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、文化的背景、宗教、信念、信仰、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。

（個人情報とプライバシーの保護）

第6条 会員は、関係者の個人情報やプライバシーが守られるように、適切に配慮しなければならない。

（関係者への説明と同意）

第7条 会員は、関係者に対して、当該研究又は活動の趣旨等を十分に説明し同意を得なければならない。

(誹謗中傷及びハラスメントの禁止)

第8条 会員は、他者を誹謗中傷、又はハラスメントを行ってはならない。

第3章 スピリチュアルケアの研究における遵守事項

(研究目的、方法、結果の倫理性の確保)

第9条 会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究目的および研究方法、研究結果に倫理性を確保しなければならない。

(剽窃・捏造・改竄の禁止)

第10条 会員は、他者の研究成果を剽窃、調査データなどを偽造・捏造あるいは改竄するなどの行為をしてはならない。

(多重投稿の禁止)

第11条 会員は、研究成果を原著論文等によって公表する際、多重投稿をしてはならない。

(知的所有権侵害の禁止)

第12条 会員は、研究において他者の知的所有権を侵害してはならない。

(剽窃・捏造・改竄の禁止)

第13条 会員は、研究活動において、他者の研究成果の剽窃、調査データ等の偽造、捏造又は改竄等の行為をしてはならない。

(利益相反への対応)

第14条 会員は、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わりについて適正に対応しなければならない。

第4章 スピリチュアルケアの諸活動における遵守事項

(関係者との適切な関係の維持)

第15条 会員は、ケア対象者及び当該活動に関わる関係者及び関係団体との間で、適切な

関係を維持しなければならない。

(自己認識及び自己研鑽)

第16条 会員は、常に自らの活動を反省的に振り返るとともに、自らの能力の向上のために研鑽しなければならない。

第5章 倫理にかかる諸制度

(倫理委員会の設置)

第17条 本法人は、学会内外から寄せられる各種の倫理問題に関する事案に適切に対処するため、理事会の下に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、理事会の諮問に基づいて、本規程の運用について答申するとともに、社会的状況の変化等に応じて本規程及び倫理綱領の改訂を検討しなければならない。

(研究倫理審査)

第18条 本法人が主催する学術大会での研究発表を行なうとき、又は、本法人の出版物に研究論文等を掲載するときは、本法人の倫理審査を受けなければならない。

2 本法人が実施する研究倫理審査の方法については、別に定める。

(倫理違反への措置)

第19条 本法人の会員が本規程に抵触する行為があったときは、定款第12条の規定により、当該会員を懲戒処分とする。

(倫理違反にかかる懲戒)

第20条 本法人の会員が本規程に抵触する行為があったとの通報、申立又は報告等があったとき、理事長は、倫理委員会に対し、本規程の抵触する行為の有無についての意見具申を求める。

2 倫理委員会の意見具申に基づいて、定款第12条に規定する懲戒の審査が必要であると認めるとき、懲戒審査を行う。

3 懲戒の手続については、別に定める。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(別表)

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会倫理綱領

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会会員は、すべての人びとがスピリチュアリテイを有しているという認識に基づき、スピリチュアルケアの学術的・学際的研究及びその発表と実践とを通して、スピリチュアルケアを含む全人格的なケアが社会のあらゆる場面で実践されるよう推進し、もって社会の発展と人類の福祉に貢献する。

1. 研究者としての倫理

- (1) 会員は、スピリチュアルケアの領域にかかる専門的知識の向上のために自己研磨を図る。
- (2) 会員は、研究に際して、法を遵守し、個人の尊厳と人権を尊重して行動する。
- (3) 会員は、事実に対しては常に謙虚、誠実であり、研究成果の知見を広く社会に公表し、公表にあたっては先人と他者の業績を尊重する。
- (4) 会員は、スピリチュアルケア関連研究領域との交流を進めることを通して、学術の向上を図る
- (5) 会員は、スピリチュアルケアの領域における学術の継承と発展、次世代を支える人材の育成を図る。

2. ケア実践者としての倫理

- (1) 会員は、ケア実践者であることの公共的性格と社会的責任を自覚する。
- (2) 会員は、ケア対象者及び関係者の個人の尊厳と人権を尊重して行動する。
- (3) 会員は、ケア対象者及び関係者の個人情報及びプライバシーを保護する。
- (4) 会員は、自らの能力を認識し、絶えず自己研鑽を行う。